哲西町診療所 地域医療医・総合医養成プログラム



総合診療専門医

哲西町診療所 岡山大学病院 庄原赤十字病院 広島大学病院 渡辺病院

総合診療専門研修プログラム

地域医療医・総合医養成プログラム 哲西町診療所

目次

- 1. プログラムについて
- 2. 総合診療専門研修はどのようにおこなわれるのか
- 3. 専攻医の達成目標
- 4. 各種カンファレンスなどによる知識・技術の習得
- 5. 学問的姿勢について
- 6. 医師に必要なコアコンピテンシー、倫理性、社会性などについて
- 7. 施設群による研修プログラムおよび地域医療についての考え方
- 8. 研修プログラムの施設群
- 9. 専門医の受入数について
- 10. 施設分における専門研修コースについて
- 11. 研修施設の概要
- 12. 専門研修の評価について
- 13. 専門医の就業環境について
- 14. 専門研修プログラムの改善方法とサイトビジットについて
- 15. 終了判定について
- 16. 専門医が研修プログラムの終了に向けて行うべきこと
- 17. Subspecialty 領域との連続性について
- 18. 総合診療研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件
- 19. 専門研修プログラム管理委員会
- 20. 専門研修指導医
- 21. 専門研修実績記録システム、マニュアル等について
- 22. 専攻医の採用

1. 地域医療医・総合医養成プログラムについて

急速な高齢化と単独世帯化、居住構造の変化等により、個々の家族だけでは解決することができない健康に関わる問題を、地域医療医・総合医が適切な初期対応を行い、生涯サポートしていくことが重要となっています。

地域医療医・総合医は、かかりつけ医として「いつでも何でも診る、相談にのれる」ことが大切であり、総合的な診療能力を有していなければなりません。さらに地域包括ケアシステムの構築に努め、住民の健全な生活を支えていくことが大切です。

当プログラムは上記のような能力を習得できるよう、診療所主体の研修内容となっています。

2. 総合診療専門研修はどのようにおこなわれるのか

1)研修の流れ:総合診療専門研修は、卒後3年目からの専門研修(後期研修)3年間で構成されます。

- 1年次修了時には、患者の情報を過不足なく明確に指導医や関連職種に報告し、健康問題を迅速かつ正確に同定することを目標とします。
- 2年次修了時には、診断や治療プロセスも標準的で患者を取り巻く背景も安定しているような比較的単純な健康問題に対して的確なマネジメントを提供することを目標とします。
- 3年次修了時には、多疾患合併で診断や治療プロセスに困難さがあったり、患者を取り巻く背景も疾患に影響したりしているような複雑な健康問題に対しても的確なマネジメントを提供することができ、かつ指導できることを目標とします。
- また、総合診療専門医は日常遭遇する疾病と傷害等に対する適切な初期対応と必要に応じた継続的な診療を提供するだけでなく、地域の ニーズを踏まえた疾病の予防、介護、看とりなど保健・医療・介護・福祉活動に取り組むことが求められますので、18ヶ月以上の総合診療専 門研修Ⅰ及びⅡにおいては、後に示す地域ケアの学びを重点的に展開することとなります。
- 3年間の研修の修了判定には以下の3つの要件が審査されます。
 - (1) 定められたローテート研修を全て履修していること
 - (2) 専攻医自身による自己評価と省察の記録、作成した最良作品型ポートフォリオを通じて、到達目標がカリキュラムに定められた基準に 到達していること
 - (3) 研修手帳に記録された経験目標が全てカリキュラムに定められた基準に到達していること

様々な研修の場において、定められた到達目標と経験目標を常に意識しながら、同じ症候や疾患、更には検査・治療手技を経験する中で、徐々にそのレベルを高めていき、一般的なケースで、自ら判断して対応あるいは実施できることを目指していくこととなります。

2)専門研修における学び方

専攻医の研修は臨床現場での学習、臨床現場を離れた学習、自己学習の大きく3つに分かれます。それぞれの学び方に習熟し、生涯に渡って 学習していく基盤とすることが求められます。

①臨床現場での学習

職務を通じた学習(On-the-job training)を基盤とし、診療経験から生じる疑問に対して EBM の方法論に則って文献等を通じた知識の収集と批判的 吟味を行うプロセスと、総合診療の様々な理論やモデルを踏まえながら経験そのものを省察して能力向上を図るプロセスを両輪とします。その際、学習履歴の記録と自己省察の記録をポートフォリオ(経験と省察のファイリング)作成という形で全研修課程において実施します。場に応じた教育方略は下記の通りです。

(ア)外来医療

経験目標を参考に幅広い経験症例を確保します。外来診察中に指導医への症例提示と教育的フィードバックを受ける外来教育法(プリセプティング)、更には診療場面をビデオ等で直接観察してフィードバックを提供するビデオレビューを実施します。また、指導医による定期的な診療録レビューによる評価、更には、症例カンファレンスを通じた臨床推論や総合診療の専門的アプローチに関する議論などを通じて、総合診療への理解を深めていきます。また、技能領域については、習熟度に応じた指導を提供します。

(イ)在宅医療

経験目標を参考に幅広い経験症例を確保します。初期は経験ある指導医の診療に同行して診療の枠組みを理解するためのシャドウイングを実施します。外来医療と同じく、症例カンファレンスを通じて学びを深め、多職種と連携して提供される在宅医療に特徴的な多職種カンファレンスについても積極的に参加し、連携の方法を学びます。

(ウ)病棟医療

経験目標を参考に幅広い経験症例を確保します。入院担当患者の症例提示と教育的フィードバックを受ける回診及び多職種を含む病棟カンファレンスを通じて診断・検査・治療・退院支援・地域連携のプロセスに関する理解を深めます。指導医による診療録レビューや手技の学習法は外来と同様です。

(エ)救急医療

経験目標を参考に救急外来や救命救急室等で幅広い経験症例を確保します。外来診療に準じた教育方略となりますが、特に救急においては迅速な判断が求められるため救急特有の意思決定プロセスを重視します。また、救急処置全般については技能領域の教育方略(シミュレーションや直接観察指導等)が必要となり、特に、指導医と共に処置にあたる中から経験を積みます。

(オ)地域ケア

地域医師会の活動を通じて、地域の実地医家と交流することで、地域包括ケアへ参画し、自らの診療を支えるネットワークの形成を図り、日々の診療の基盤とします。さらには産業保健活動、学校保健活動等を学び、それらの活動に参画します。参画した経験を指導医と共に振り返り、その意義や改善点を理解します。

2 臨床現場を離れた学習

● 総合診療の様々な理論やモデル、組織運営マネジメント、総合診療領域の研究と教育については、日本プライマリ・ケア連合学会や日本病

院総合診療医学会等の関連する学会の学術集会やセミナー、研修会へ参加し、研修カリキュラムの基本的事項を履修します。

- 医療倫理、医療安全、感染対策、保健活動、地域医療活動等については、日本医師会の生涯教育制度や関連する学会の学術集会等を通じて学習を進めます。地域医師会における生涯教育の講演会は、診療に関わる情報を学ぶ場としてのほか、診療上の意見交換等を通じて人格を陶治する場として活用します。
- なお、本研修プログラムにおいては月に1回「総合診療フォーラム」という専攻医向けの学習会を開催しており、総合診療の様々な理論やモデルのワークショップや症例発表と議論の機会を提供しています。指導医も多く参加し、様々な講義やアドバイスを提供します。

③自己学習

研修カリキュラムにおける経験目標は原則的に自プログラムでの経験を必要としますが、やむを得ず経験を十分に得られない項目については、 総合診療領域の各種テキストや Web 教材、更には日本医師会生涯教育制度及び日本プライマリ・ケア連合学会等における e-learning 教材、医療 専門雑誌、各学会が作成するガイドライン等を適宜活用しながら、幅広く学習します。

3)専門研修における研究

専門研修プログラムでは、最先端の医学・医療を理解すること及び科学的思考法を体得することが、医師としての幅を広げるため重要です。また、 専攻医は原則として学術活動に携わる必要があり、学術大会等での発表(筆頭に限る)及び論文発表(共同著者を含む)を行うこととします。 本研修プログラムでは、岡山大学医療教育総合開発センター(GIM センター)と広島大学総合内科・総合診療科と連携しながら、臨床研究に携わる 機会を提供する予定です。研究発表についても経験ある指導医からの支援を提供します。

4)研修内容

総合診療専門研修I

哲西町診療所の週間計画

月	火	水	木	金	土	日
0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0		
0		\circ	0	0		
	0					
0			\circ	0		
		0				
0			0	0		
0	0	0	0	0		
		0				
	0 0					

3. 専攻医の到達目標(修得すべき知識・技能・態度など)

1)専門知総合診療の専門知識は以下の5領域で構成されます。

- 1. 地域住民が抱える健康問題には単に生物医学的問題のみではなく、患者自身の健康観や病いの経験が絡み合い、患者を取り巻く家族、地域社会、文化などのコンテクスト(※)が関与していることを全人的に理解し、患者、家族が豊かな人生を送れるように、家族志向でコミュニケーションを重視した診療・ケアを提供する。(※コンテクスト:患者を取り巻く背景・脈絡を意味し、家族、家計、教育、職業、余暇、社会サポートのような身近なものから、地域社会、文化、経済情勢、ヘルスケアシステム、社会的歴史的経緯など遠景にあるものまで幅広い位置づけを持つ概念)
- 2. プライマリ・ケアの現場では、疾患のごく初期の未分化で多様な訴えに対する適切な臨床推論に基づく診断・治療から、複数の慢性疾患の 管理や複雑な健康問題に対する対処、更には健康増進や予防医療まで、多様な健康問題に対する包括的なアプローチが求められる。そ うした包括的なアプローチは断片的に提供されるのではなく、地域に対する医療機関としての継続性、更には診療の継続性に基づく医師・ 患者の信頼関係を通じて、一貫性をもった統合的な形で提供される。
- 3. 多様な健康問題に的確に対応するためには、地域の多職種との良好な連携体制の中での適切なリーダーシップの発揮に加えて、医療機関同士あるいは医療・介護サービス間での円滑な切れ目ない連携も欠かせない。更に、所属する医療機関内の良好な連携のとれた運営体制は質の高い診療の基盤となり、そのマネジメントは不断に行う必要がある。
- 4. 医療機関を受診していない方も含む全住民を対象とした保健・医療・介護・福祉事業への積極的な参画と同時に、地域ニーズに応じた優先度の高い健康関連問題の積極的な把握と体系的なアプローチを通じて、地域全体の健康向上に寄与する。
- 5. 総合診療専門医は日本のプライマリ・ケアの現場が外来・救急・病棟・在宅と多様であることを踏まえて、その能力を場に応じて柔軟に適用することが求められ、その際には各現場に応じた多様な対応能力が求められる。
 - ※各項目の詳細は、総合診療専門医 専門研修研修カリキュラムの到達目標 1~4及び6を参照

2)専門技能(診察、検査、診断、処置、手術など)

総合診療の専門技能は以下の5領域で構成されます。

- 1. 外来・救急・病棟・在宅という多様な総合診療の現場で遭遇する一般的な症候及び疾患への評価及び治療に必要な身体診察及び検査・ 治療手技
- 2. 患者との円滑な対話と医師・患者の信頼関係の構築を土台として、患者中心の医療面接を行い、複雑な家族や環境の問題に対応するためのコミュニケーション技法
- 3. 診療情報の継続性を保ち、自己省察や学術的利用に耐えうるように、過不足なく適切な診療記録を記載し、他の医療・介護・福祉関連施設に紹介するときには、患者の診療情報を適切に診療情報提供書へ記載して速やかに情報提供することができる能力
- 4. 生涯学習のために、情報技術(information technology; IT)を適切に用いたり、地域ニーズに応じた技能の修練を行ったり、人的ネットワークを構築することができる能力
- 5. 診療所・中小病院において基本的な医療機器や人材などの管理ができ、スタッフとの協働において適切なリーダーシップの提供を通じて チームの力を最大限に発揮させる能力

3)経験すべき疾患・病態

以下の経験目標については一律に症例数で規定しておらず、各項目に応じた到達段階を満たすことが求められます。(研修手帳 p.20-29 参照)なお、この項目以降での経験の要求水準としては、「一般的なケースで、自ら判断して対応あるいは実施できたこと」とします。

1. 以下に示す一般的な症候に対し、臨床推論に基づく鑑別診断および、他の専門医へのコンサルテーションを含む初期対応を適切に実施し、問題解決に結びつける経験をする。(全て必須)

ショック 急性中毒 意識障害 疲労・全身倦怠感 心肺停止

呼吸困難 身体機能の低下 不眠 食欲不振 体重減少・るいそう

体重増加・肥満 浮腫 リンパ節腫脹 発疹 黄疸 発熱 認知脳の障害 頭痛 めまい 失神

言語障害 けいれん発作 視力障害・視野狭窄 目の充血 聴力障害・耳痛

嗄声 胸痛 動悸 鼻漏・鼻閉 鼻出血 咽頭痛 咳∙痰 誤嚥 誤飮 嚥下困難 吐血・下血 嘔気∙嘔吐 胸やけ 腹痛 便通異常 外傷 肛門·会陰部痛 熱傷 褥瘡 背部痛 腰痛 関節痛 歩行障害 四肢のしびれ 肉眼的血尿 排尿障害(尿失禁・排尿困難) 乏尿・尿閉 多尿 不安

女性特有の訴え・症状 成長・発達の障害

2. 以下に示す一般的な疾患・病態について、必要に応じて他の専門医・医療職と連携をとりながら、適切なマネジメントを経験する。(必須項目のカテゴリーのみ掲載) 貧血 脳・脊髄血管障害 脳・

脊髓外傷 変性疾患 脳炎・脊髄炎

 一次性頭痛
 湿疹・皮膚炎群
 蕁麻疹
 薬疹
 皮膚感染症

 骨折
 脊柱障害
 心不全
 狭心症・心筋梗塞
 不整脈

 動脈疾患
 静脈・リンパ管疾患
 高血圧症
 呼吸不全
 呼吸器感染症

閉塞性・拘束性肺疾患 異常呼吸 胸膜・縦隔・横隔膜疾患

食道・胃・十二指腸疾患 小腸・大腸疾患 胆嚢・胆管疾患 肝疾患

膵臓疾患 腹壁・腹膜疾患 腎不全 全身疾患による腎障害

泌尿器科的腎・尿路疾患 妊婦・授乳婦・褥婦のケア

女性生殖器およびその関連疾患 男性生殖器疾患 甲状腺疾患 糖代謝異常 脂質異常症 蛋白および核酸代謝異常 角結膜炎 中耳炎 急性·慢性副鼻腔炎 アレルギー性鼻炎 認知症 依存症 身体表現性障害 ストレス関連障害・心身症 気分障害 不眠症 膠原病とその合併症 ウイルス感染症 細菌感染症 中毒 アナフィラキシー 埶傷 小児ウイルス感染 小児細菌感染症 小児喘息 小児虐待の評価 高齢者総合機能評価 老年症候群 維持治療機の悪性腫瘍

緩和ケア

※詳細は総合診療専門医 専門研修研修カリキュラムの経験目標3を参照

4)経験すべき診察・検査等

以下に示す、総合診療の現場で遭遇する一般的な症候及び疾患への評価及び治療に必要な身体診察及び検査を経験します。なお、下記の経験 目標については一律に症例数や経験数で規定しておらず、各項目に応じた到達段階を満たすことが求められます。 (研修手帳 p.16-18 参照)

(ア) 身体診察

小児の一般的身体診察及び乳幼児の発達スクリーニング診察

成人患者への身体診察(直腸、前立腺、陰茎、精巣、鼠径、乳房、筋骨格系、神経系、皮膚を含む)

高齢患者への高齢者機能評価を目的とした身体診察(歩行機能、転倒・骨折リスク評価など)や認知機能検査(HDS-R、MMSE など)耳鏡・鼻鏡・眼底鏡による診察を実施できる。

婦人科的診察(腟鏡診による内診や外陰部の視診など)を実施できる。

(イ) 検査

各種の採血法(静脈血・動脈血)

簡易機器による血液検査・簡易血糖測定・簡易凝固能検査、採尿法(導尿法を含む)

注射法(皮内・皮下・筋肉・静脈注射・点滴・成人及び小児の静脈確保法、中心静脈確保法を含む)

穿刺法(腰椎・膝関節・肩関節・胸腔・腹腔・骨髄を含む)

単純X線検査(胸部・腹部・KUB・骨格系を中心に)

心電図検査・ホルター心電図検査・負荷心電図検査

超音波検査(腹部・表在・心臓)

生体標本(喀痰、尿、腟分泌物、皮膚等)に対する顕微鏡的診断

呼吸機能検査

オージオメトリーによる聴力評価及び視力検査表による視力評価

子宮頸部細胞診

消化管内視鏡(上部、下部)

造影検査(胃透視、注腸透視、DIP)

※詳細は総合診療専門医 専門研修研修カリキュラムの経験目標1を参照

5)経験すべき手術・処置等

以下に示す、総合診療の現場で遭遇する一般的な症候及び疾患への評価及び治療に必要な治療手技を経験します。なお、下記については一律 に経験数で規定しておらず、各項目に応じた到達段階を満たすことが求められます。(研修手帳 p.18-19 参照)

- (ア) 救急処置
- ①新生児、幼児、小児の心肺蘇生法(PALS)
- ②成人心肺蘇生法(ICLS または ACLS)
- ③病院前外傷救護法(PTLS)
- (イ) 薬物治療
- ①使用頻度の多い薬剤の副作用・相互作用・形状・薬価・保険適応を理解して処方することができる。
- ②適切な処方箋を記載し発行できる。
- ③処方、調剤方法の工夫ができる。
- 4調剤薬局との連携ができる。
- ⑤麻薬管理ができる。
- (ウ) 治療手技・小手術

簡単な切開・異物摘出・ドレナージ

止血・縫合法及び閉鎖療法

簡単な脱臼の整復、包帯・副木・ギプス法

局所麻酔(手指のブロック注射を含む)

トリガーポイント注射

関節注射(膝関節・肩関節等)

静脈ルート確保および輸液管理(IVH を含む)

経鼻胃管及び胃瘻カテーテルの挿入と管理 導尿及び尿道留置カテーテル・膀胱瘻カテーテルの留置及び交換

褥瘡に対する被覆治療及びデブリードマン

人工呼吸器の導入と管理

輸血法(血液型・交差適合試験の判定を含む)

各種ブロック注射(仙骨硬膜外ブロック・正中神経ブロック等)

小手術(局所麻酔下での簡単な切開・摘出・止血・縫合法滅菌・消毒法)

包帯・テーピング・副木・ギプス等による固定法

穿刺法(胸腔穿刺・腹腔穿刺・骨髄穿刺等)

鼻出血の一時的止血

耳垢除去、外耳道異物除去

咽喉頭異物の除去(間接喉頭鏡、上部消化管内視鏡などを使用)

睫毛抜去

※詳細は総合診療専門医 専門研修カリキュラムの経験目標1を参照

4. 各種カンファレンスなどによる知識・技能の習得

職務を通じた学習(On-the-job training)をにおいて、総合診療の様々な理論やモデルを踏まえながら経験そのものを省察して能力向上を図るプ ロセスにおいて各種カンファレンスを活用した学習は非常に重要です。主として、外来・在宅・病棟の3つの場面でカンファレンスを活発に開催しま す。

(ア) 外来医療

幅広い症例を経験し、症例カンファレンスを通じた臨床推論や総合診療の専門的アプローチに関する議論などを通じ、 総合診療への理解を深めていきます。

(イ) 在宅医療

症例カンファレンスを通じて学びを深め、多職種と連携して提供される在宅医療に特徴的な多職種カンファレンスに ついても積極的に参加し、連携の方法を学びます。

(ウ) 病棟

医療入院担当患者の症例提示と教育的フィードバックを受ける回診及び多職種を含む病棟カンファレンスを通じて診 断・検査・治療・退院支援・地域連携のプロセスに関する理解を深めます。

5. 学問的姿勢について

専攻医には、以下の2つの学問的姿勢が求められます。

- ・常に標準以上の診療能力を維持し、さらに向上させるために、ワークライフバランスを保ちつつも、生涯にわたり自己研鑽を積む習慣を身につける。
- ・総合診療の発展に貢献するために、教育者あるいは研究者として啓発活動や学術活動を継続する習慣を身につける。この実現のために、具体的には下記の研修目標の達成を目指します。
- 1. 教育
- 1)学生・研修医に対して1対1の教育をおこなうことができる。
- 2)学生・研修医向けにテーマ別の教育目的のセッションを企画・実施・評価・改善することができる。
- 3)専門職連携教育(総合診療を実施する上で連携する多職種に対する教育)を提供することができる。
- 2. 研究
- 1)日々の臨床の中から研究課題を見つけ出すという、プライマリ・ケアや地域医療における研究の意義を理解し、症例報告や臨床研究を様々な形で実践できる。
- 2)量的研究(疫学研究など)、質的研究双方の方法と特長について理解し、批判的に吟味でき、各種研究成果を自らの診療に活かすことができる。 この項目の詳細は、総合診療専門医 専門研修カリキュラムの到達目標5に記載されています。

また、専攻医は原則として学術活動に携わる必要があり、学術大会等での発表(筆頭に限る)及び論文発表(共同著者を含む)を行うことが求められます。

6. 医師に必要なコアコンピテンシー、倫理性、社会性などについて

総合診療専攻医は以下4項目の実践を目指して研修をおこないます。

- 1. 医師としての倫理観や説明責任はもちろんのこと、プライマリ・ケアの専門家である総合診療医としての専門性を自覚しながら日々の診療にあたることができる。
- 2. 安全管理(医療事故、感染症、廃棄物、放射線など)を行うことができる。
- 3. 地域の現状から見出される優先度の高い健康関連問題を把握し、その解決に対して各種会議への参加や住民組織との協働、あるいは地域ニーズに応じた自らの診療の継続や変容を通じて貢献できる。
- 4. へき地・離島、被災地、都市部にあっても医療資源に乏しい地域、あるいは医療アクセスが困難な地域でも、可能な限りの医療・ケアを率先して 提供できる。

7. 施設群による研修プログラムおよび地域医療についての考え方

本研修プログラムでは哲西町診療所を基幹施設とし、地域の連携施設とともに施設群を構成しています。専攻医はこれらの施設群をローテートすることにより、多彩で偏りのない充実した研修を行うことが可能となります。ローテート研修にあたっては下記の構成となります。

- (1)総合診療専門研修は診療所・中小病院における総合診療専門研修 I と病院総合診療部門における総合診療専門研修 II で構成されます。当プログラムでは哲西町診療所において総合診療専門研修 I を $18 ext{ }$ ヶ月、岡山大学病院・庄原赤十字病院・広島大学病院のいずれかにおいて総合診療専門研修 II を $6 ext{ }$ ヶ月、合計で $24 ext{ }$ ヶ月の研修を行います。
- (2)必須領域別研修として、岡山大学病院・庄原赤十字病院のいずれかにて内科6ヶ月、庄原赤十字病院にて小児科3ヶ月、岡山大学病院・庄原赤十字病院にて救急科3ヶ月の研修を行います。
- (3)その他の領域別研修として、庄原赤十字病院にて整形外科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科の研修を行います。哲西町診療所における総合診療専門研修 I の期間に週に1日外来研修を行う形で専攻医の意向を踏まえて決定します。施設群における研修の順序、期間等については、専攻医を中心に考え、個々の総合診療専攻医の希望と研修進捗状況、各病院の状況、地域の医療体制を勘案して、本研修プログラム管理委員会が決定します。

8. 専門研修 プログラムの施設群について

本研修プログラムは基幹施設1,連携施設4の合計5施設の施設群で構成されます。

専門研修基幹施設

哲西町診療所が専門研修基幹施設となります。哲西町診療所は在宅療養支援診療所で、総合診療専門研修指導医が常勤しており、在宅医療の 症例が豊富です。また哲西地域は地域包括ケアを推進しています。

専門研修連携施設

本研修プログラムの施設群を構成する専門研修連携施設は以下の通りです。全て、診療実績基準と所定の施設基準を満たしています。

- •岡山大学病院
- •庄原赤十字病院
- ·広島大学病院
- •渡辺病院

専門研修施設群の地理的範囲

本研修プログラムの専門研修基幹施設は岡山県と広島県の県境に位置しており、両県にある日頃より連携のある施設を連携施設にしています。

9. 専攻医の受け入れ数について

各専門研修施設における年度毎の専攻医数の上限は、当該年度の総合診療専門研修 I 及び II を提供する施設で指導にあたる総合診療専門研修指導医×2です。3学年の総数は総合診療専門研修指導医×6です。本研修プログラムにおける専攻医受け入れ可能人数は、基幹施設および連携施設の受け入れ可能人数を合算したものです。また、総合診療専門研修において、同時期に受け入れできる専攻医の数は、指導を担当する総合診療専門研修指導医1名に対して3名までとします。受入専攻医数は施設群が専攻医の必要経験数を十分に提供でき、質の高い研修を保証するためのものです。内科研修については、1人の内科指導医が同時に受け持つことができる専攻医は、原則、内科領域と総合診療を合わせて3名までとします。ただし、地域の事情やプログラム構築上の制約によって、これを超える人数を指導する必要がある場合は、専攻医の受け持ちを1名分まで追加を許容し、4名までは認められます。小児科領域と救急科領域を含むその他の診療科のローテート研修においては、各科の研修を行う総合診療専攻医については各科の指導医の指導可能専攻医数(同時に最大3名まで)には含めません。しかし、総合診療専攻医が各科専攻医と同時に各科のローテート研修を受ける場合には、臨床経験と指導の質を確保するために、実態として適切に指導できる人数までに(合計の人数が過剰にならないよう)調整することが必要です。これについては、総合診療専門研修プログラムのプログラム統括責任者と各科の指導医の間で事前に調整を行います。現在、本プログラム内には総合診療専門研修指導医が4名在籍しており、この基準に基づくと毎年8名が最大受入数ですが、当プログラムでは毎年2名を定員と定めております。

10. 施設群における専門研修コースについて

図2に本研修プログラムの施設群による研修コース例を示します。後期研修 1 年目は基幹施設である哲西町診療所での総合診療専門研修 I 、後期研修2年目は 岡山大学病院・庄原赤十字病院・広島大学病院いずれかでの内科・小児科・救急科の領域別必修研修、後期研修3年目の前半は同じく岡山大学病院・庄原赤十字病院・広島大学病院いずれかでの総合診療専門研修 I を行います。後半は哲西町診療所での総合診療専門研修 I を行います。また、哲西町診療所での研修の際には、1日/週は庄原赤十字病院の整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科などで外来研修を行い、必須研修では不足している知識や技能を補います。

図 2:ローテーション

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
後期研修	岡山大学病院・庄原赤十字病院												
1	内科												
後期 年 目 修 2	岡山大学病院・庄原赤十字病院						岡山大学病院・庄原赤十字病院・広島大学病院・渡辺病院						
目修 2		小児科	ı		救急科		総合診療専門研修Ⅱ						
後期 年間 8 3	哲西町診療所												
目修 3	総合診療専門研修I												

11. 研修施設の概要

岡山県新見市哲西町は岡山県西北端にあり、人口2,550人、高齢化率42%である。平成13年10月保健医療福祉のほか行政、教育、文化など各種機関を一箇所に集約した全国でも全く新しいタイプの複合施設「きらめき広場・哲西」「役場本庁(平成17年3月31日~合併により新見市役所哲西支局)、診療所、歯科診療所、保健福祉センター、生涯学習センター、図書館、文化ホール」を建設し、1年2ヶ月続いた無医町を解消。医師が町長、教育長(平成17年3月31日~合併により新見市哲西支局長)と同居することで「町の方向性」につき随時、的確に提言でき、最重要施策である地域包括医療の実践へと繋がった。また「医療も行政サービスの一環」と捉え、行政も医療に対して理解し、医師も行政の仕組みを理解し、互いに協力している。

国民はどこにいても同じレベルの医療を受ける権利を有することは言うまでもないが、聴診器1本時代から脱却し医療機器等も整備し、へき地においてもきちっとした医療が提供されるように努力している。診療所は「かかりつけ医」としてあらゆる科の一次医療を担い、いつでも何でも診る医療、その人を最期まで診る医療を展開している(24時間365日体制)。CT や上部・下部消化管内視鏡など高度機器を駆使し的確な診断に心がけ、早期癌も多数発見している。月30例の紹介状を書き、病診連携にも努めている。訪問診療訪問看護を行ない、終末期の在宅死についても支援している。元気老人対策としてボランティアの方が中心となりミニディサービスを毎月開催し、健康講座に医師看護師も参加し、保健活動を強化している。ケア会議は月1回、役場、福祉施設、社協、診療所、歯科診療所から参加し、個々のケース検討を重ね、今後の方針を話し合っている。地域包括ケアは、高齢者に重点が置かれがちだが、教育委員会、学校、PTA や保健スタッフ、NPO と連携し、子育てサロンや、小中学校で授業をすること等で子供や家庭の健康づくりにも力を入れ、高齢者、障害者だけでなく、子供を含めた全世代に対しての地域包括ケアを実践している。

哲西町では、住民が最も切望した診療所を行政の中心に置き、生活基盤である「医療」に力を入れ、更に保健福祉センターや教育行政も同一施設内に設置した。従来は連携が難しかったこれらのスタッフが繋がりをもち、そのうえを住民が自由に行き来することにより、身近できめ細やかな総合的サービスの提供が可能となった。このように、全世代的、包括的、総合的に健康づくりに取り組み介護・福祉だけでなく行政を、そして住民をも巻き込んだ地域医療を展開している。

本プログラムでは、住民のニーズに対応できる地域医療医、家庭医を育成するだけでなく、岡山大学病院、庄原赤十字病院、岡山市立市民病院にも協力していただき病院総合医としての能力も身につけることを目指している。

12. 専門研修の評価について

専門研修中の専攻医と指導医の相互評価は施設群による研修とともに専門研修プログラムの根幹となるものです。

以下に、「振り返り」、「ポートフォリオ作成」、「研修目標と自己評価」の三点を説明します。

1)振り返り

多科ローテーションが必要な総合診療専門研修においては3年間を通じて専攻医の研修状況の進捗を切れ目なく継続的に把握するシステムが重要です。具体的には、研修手帳(資料1)の記録及び定期的な指導医との振り返りセッションを 1~数ヶ月おきに定期的に実施します。その際に、日時と振り返りの主要な内容について記録を残します。また、年次の最後には、1年の振り返りを行い、指導医からの形成的な評価を研修手帳に記録します。

2)最良作品型ポートフォリオ作成

常に到達目標を見据えた研修を促すため、最良作品型ポートフォリオ(学習者がある領域に関して最良の学びを得たり、最高の能力を発揮できた症例・事例に関する経験と省察の記録)(資料 2.1~2.3)作成の支援を通じた指導を行います。専攻医には詳細 20 事例、簡易 20 事例のポートフォリオを作成することが求められますので、指導医は定期的な研修の振り返りの際に、ポートフォリオ作成状況を確認し適切な指導を提供します。また、施設内外にて作成した最良作品型ポートフォリオの発表会を行います。なお、最良作品型ポートフォリオの該当領域については研修目標にある6つのコアコンピテンシーに基づいて設定しており、詳細は研修手帳にあります。

3)研修目標と自己評価

専攻医には研修目標の各項目の達成段階について、研修手帳を用いて自己評価を行うことが求められます。指導医は、定期的な研修の振り返りの際に、研修目標の達成段階を確認し適切な指導を提供します。また、年次の最後には、進捗状況に関する総括的な確認を行い、現状と課題に関するコメントを記録します。

また、上記の三点以外にも、実際の業務に基づいた評価(Workplace-based assessment)として、短縮版臨床評価テスト(Mini-CEX)等を利用した診療場面の直接観察やケースに基づくディスカッション(Case-based discussion)を定期的に実施します。また、多職種による 360 度評価を各ローテーション終了時等、適宜実施します。更に、年に複数回、他の専攻医との間で相互評価セッションを実施します。最後に、ローテート研修における生活面も含めた各種サポートや学習の一貫性を担保するために専攻医にメンターを配置し定期的に支援するメンタリングシステムを構築します。メンタリングセッションは数ヶ月に一度程度を保証しています。

【内科ローテート研修中の評価】

内科ローテート研修においては、症例登録・評価のため、内科領域で運用する専攻医登録評価システム(Web 版研修手帳)による登録と評価を行います。これは期間は短くとも研修の質をできる限り内科専攻医と同じようにすることが総合診療専攻医と内科指導医双方にとって運用しやすいからです。システムを利用するにあたり、内科学会に入会する必要はありません。6ヶ月間の内科研修の中で、最低 20 例を目安として入院症例を受け持ち、その入院症例(主病名、主担当医)のうち、提出病歴要約として5件を登録します。分野別(消化器、循環器、呼吸器など)の登録数に所定の制約はありませんが、可能な限り幅広い異なる分野からの症例登録を推奨します。病歴要約については、同一症例、同一疾患の登録は避けてください。提出された病歴要約の評価は、所定の評価方法により内科の担当指導医が行いますが、内科領域のようにプログラム外の査読者による病歴評価は行いません。6ヶ月の内科研修終了時には、病歴要約評価を含め、技術・技能評価、専攻医の全体評価(多職種評価含む)の評価結果が専攻医登録・評価システムによりまとめられます。その評価結果を内科指導医が確認し、総合診療プログラムの統括責任者に報告されることとなります。

専攻医とプログラム統括責任者がその報告に基づいて、研修手帳の研修目標の達成段階を確認した上で、プログラム統括責任者がプログラム全体の評価制度に統合します。

【小児科及び救急科ローテート研修中の評価】

小児科及び救急科のローテート研修においては、基本的に総合診療専門研修の研修手帳を活用しながら各診療科で遭遇す common disease をできるかぎり多く経験し、各診療科の指導医からの指導を受けます。3ヶ月の小児科及び救急科の研修終了時には、各科の研修内容に関連した評価を各科の指導医が実施し、総合診療プログラムの統括責任者に報告することとなります。専攻医とプログラム統括責任者がその報告に基づいて、研修手帳の研修目標の達成段階を確認した上で、プログラム統括責任者がプログラム全体の評価制度に統合します。

◎指導医のフィードバック法の学習(FD)

指導医は、最良作品型ポートフォリオ、短縮版臨床評価テスト、ケースに基づくディスカッション及び 360 度評価などの各種評価法を用いたフィードバック方法について、指導医資格を取得時に受講を義務づけている1泊2日の日程で開催される指導医講習会や医学教育のテキストを用いて学習を深めていきます。

13. 専攻医の就業環境について

基幹施設および連携施設の研修責任者とプログラム統括責任者は専攻医の労働環境改善と安全の保持に努めます。

専攻医の勤務時間、休日、当直、給与などの勤務条件については、労働基準法を遵守し、各施設の労使協定に従います。さらに、専攻医の心身の 健康維持への配慮、当直業務と夜間診療業務の区別とそれぞれに対応した適切な対価を支払うこと、バックアップ体制、適切な休養などについて、 勤務開始の時点で説明を行います。

研修年次毎に専攻医および指導医は専攻医指導施設に対する評価も行い、その内容は哲西町診療所総合診療専門研修管理委員会に報告されますが、そこには労働時間、当直回数、給与など、労働条件についての内容が含まれます。

14. 専門研修プログラムの改善方法とサイトビジット(訪問調査)について

本研修プログラムでは専攻医からのフィードバックを重視してプログラムの改善を行うこととしています。

1) 専攻医による指導医および本研修プログラムに対する評価

専攻医は、年次毎に指導医、専攻医指導施設、本研修プログラムに対する評価を行います。また、指導医も専攻医指導施設、本研修プログラムに対する評価を行います。専攻医や指導医等からの評価は、専門研修プログラム管理委員会に提出され、専門研修プログラム管理委員会は本研修プログラムの改善に役立てます。このようなフィードバックによって本研修プログラムをより良いものに改善していきます。なお、こうした評価内容は記録され、その内容によって専攻医に対する不利益が生じることはありません。

専門研修プログラム管理委員会は必要と判断した場合、専攻医指導施設の実地調査および指導を行います。評価にもとづいて何をどのように改善したかを記録し、毎年3月31日までに日本専門医機構の総合診療研修委員会に報告します。

また、専攻医が日本専門医機構に対して直接、指導医やプログラムの問題について報告し改善を促すこともできます。

2)研修に対する監査(サイトビジット等)・調査への対応

本研修プログラムに対して日本専門医機構からサイトビジット(現地調査)が行われます。その評価にもとづいて専門研修プログラム管理委員会で本研修プログラムの改良を行います。本研修プログラム更新の際には、サイトビジットによる評価の結果と改良の方策について日本専門医機構の総合診療研修委員会に報告します。

また、同時に、総合診療専門研修プログラムの継続的改良を目的としたピアレビューとして、総合診療領域の複数のプログラム統括責任者が他の研修プログラムを訪問し観察・評価するサイトビジットを実施します。該当する学術団体等によるサイトビジットが企画されますが、その際には専攻医に対する聞き取り調査なども行われる予定です。

15. 修了判定について

3年間の研修期間における研修記録にもとづいて、知識・技能・態度が専門医試験を受けるのにふさわしいものであるかどうか、症例経験数が日本専門医機構が要求する内容を満たしているものであるかどうかを、専門医認定申請年の5月末までに専門研修PG統括責任者または専門研修連携施設担当者が専門研修PG管理委員会において評価し、専門研修PG統括責任者が修了の判定をします。その際、具体的には以下の4つの基準が評価されます。

- 1)研修期間を満了し、かつ認定された研修施設で総合診療専門研修 I および II 各6ヶ月以上・合計18ヶ月以上、内科研修12ヶ月以上、小児科研修3ヶ月以上、救急科研修3ヶ月以上を行っていること。
- 2) 専攻医自身による自己評価と省察の記録、作成した経験省察研修録を通じて、到達目標がカリキュラムに定められた基準に到達していること
- 3)研修手帳に記録された経験目標が全てカリキュラムに定められた基準に到達していること
- 4)研修期間中複数回実施される、医師・看護師・事務員等の多職種による360度評価(コミュニケーション、チームワーク、公益に資する職業規範)の結果も重視する。

16. 専攻医が専門研修 プログラムの修了に向けて行うべきこと

専攻医は研修手帳及び最良作品型ポートフォリオを専門医認定申請年4月末までに専門研修 プログラム管理委員会に送付してください。専門研修プログラム管理委員会は 5 月末までに修了判定を行い、6月初めに研修修了証明書を専攻医に送付します。専攻医は日本専門医機構の総合診療専門医委員会に専門医認定試験受験の申請を行ってくだい。

17. Subspecialty 領域との連続性について

様々な関連する Subspecialty 領域については、連続性を持った制度設計を今後検討していくこととなりますので、その議論を参考に当研修プログラムでも計画していきます。

18. 総合診療研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件

- (1)専攻医が次の 1 つに該当するときは、研修の休止が認められます。研修期間を延長せずに休止できる日数は、所属プログラムで定める研修期間のうち通算 120 日(平日換算)までとします。
- (ア)病気の療養
- (イ)産前・産後休業
- (ウ)育児休業
- (工)介護休業
- (オ)その他、やむを得ない理由
- (2)専攻医は原則として 1 つの専門研修プログラムで一貫した研修を受けなければなりません。ただし、次の 1 つに該当するときは、専門研修プログラムを移籍することができます。その場合には、プログラム統括責任者間の協議だけでなく、日本専門医機構・領域研修委員会への相談等が必要となります。
- (ア)所属プログラムが廃止され、または認定を取消されたとき
- (イ)専攻医にやむを得ない理由があるとき
 - (3)大学院進学など専攻医が研修を中断する場合は専門研修中断証を発行します。再開の場合は再開届を提出することで対応します。
- (4)妊娠、出産後など短時間雇用の形態での研修が必要な場合は研修期間を延長する必要がありますので、研修延長申請書を提出することで対応します。

19. 専門研修プログラム管理委員会

基幹施設である哲西町診療所には、専門研修プログラム管理委員会と、専門研修プログラム統括責任者(委員長)を置きます。専門研修プログラム管理委員会は、委員長、副委員長、事務局代表者、および専門研修連携施設の研修責任者で構成されます。研修プログラムの改善へ向けての会議には専門医取得直後の若手医師代表が加わります。専門研修プログラム管理委員会は、専攻医および専門研修プログラム全般の管理と、専門研修プログラムの継続的改良を行います。専門研修プログラム統括責任者は一定の基準を満たしています。基幹施設の役割基幹施設は連携施設とともに施設群を形成します。基幹施設に置かれた専門研修プログラム統括責任者は、総括的評価を行い、修了判定を行います。また、専門研

修プログラムの改善を行います。専門研修プログラム管理委員会の役割と権限

- 専門研修を開始した専攻医の把握と日本専門医機構の総合診療研修委員会への専攻医の登録
- ・専攻医ごとの、研修手帳及び最良作品型ポートフォリオの内容確認と、今後の専門研修の進め方についての検討
- ・研修手帳及び最良作品型ポートフォリオに記載された研修記録、総括的評価に基づく、専門医認定申請のための修了判定
- ・各専門研修施設の前年度診療実績、施設状況、指導医数、現在の専攻医数に基づく、次年度の専攻医受け入れ数の決定
- ・専門研修施設の評価に基づく状況把握、指導の必要性の決定
- 専門研修プログラムに対する評価に基づく、専門研修プログラム改良に向けた検討
- サイトビジットの結果報告と専門研修プログラム改良に向けた検討
- ・専門研修プログラム更新に向けた審議
- ・翌年度の専門研修プログラム応募者の採否決定
- 各専門研修施設の指導報告
- 専門研修プログラム自体に関する評価と改良について日本専門医機構への報告内容についての審議
- ・専門研修プログラム連絡協議会の結果報告

副専門研修プログラム統括責任者

プログラムで受け入れる専攻医が専門研修施設群全体で 20 名をこえる場合、副専門研修プログラム統括

責任者を置き、副専門研修プログラム統括責任者は専門研修プログラム統括責任者を補佐しますが、当プログラムではその見込みがないため設置しておりません。

連携施設での委員会組織総合診療専門研修においては、連携施設における各科で個別に委員会を設置するのではなく、専門研修基幹施設で開催されるプログラム管理委員会に専門研修連携施設の各科の指導責任者も出席する形で、連携施設における研修の管理を行います。

20. 総合診療専門研修指導医

本プログラムには、総合診療専門研修指導医が総計4名、具体的には哲西町診療所に1名、庄原赤十字病院に3名、岡山大学病院に2名、広島大学病院4名、渡辺病院1名在籍しております。

指導医には臨床能力、教育能力について、6つのコアコンピテンシーを具体的に実践していることなどが求められており、本プログラムの指導医についてもレポートの提出などによりそれらを確認し、総合診療専門研修指導医講習会(1泊2日程度)の受講を経て、理解度などについての試験を行うことでその能力が担保されています。

21. 専門研修実績記録システム、マニュアル等について

研修実績および評価の記録プログラム運用マニュアル・フォーマットにある実地経験目録様式に研修実績を記載し、指導医による形成的評価、フィードバックを受けます。総括的評価は総合診療専門研修カリキュラムに則り、少なくとも年 1 回行います。哲西町診療所にて、専攻医の研修内容、目標に対する到達度、専攻医の自己評価、360 度評価と振り返り等の研修記録、研修ブロック毎の総括的評価、修了判定等の記録を保管するシステムを構築し、専攻医の研修修了または研修中断から5年間以上保管します。プログラム運用マニュアルは以下の研修手帳(専攻医研修マニュアルを兼ねる)と指導医マニュアルを用います。

- ●研修手帳(専攻医研修マニュアル)所定の研修手帳(資料1)参照。
- ●指導医マニュアル 別紙「指導医マニュアル」参照。
- ●専攻医研修実績記録フォーマット所定の研修手帳(資料1)参照
- ●指導医による指導とフィードバックの記録所定の研修手帳(資料1)参照

22. 専攻医の採用

採用方法

哲西町診療所地域医療医・総合医養成プログラム管理委員会は、毎年6月から説明会等を行い、総合診療専攻医を募集します。プログラムへの応募者は、11月30日までに研修プログラム責任者宛に所定の形式の『哲西町診療所 地域医療医・総合医養成プログラム応募申請書』および履歴書を提出してください。申請書は①電話で問い合わせ(0867-94-9224)、② e-mail で問い合わせ(clinic@ex.city.niimi.okayama.jp)、のいずれの方法でも入手可能です。原則として12月中に書類選考および面接を行い、採否を決定して本人に文書で通知します。応募者および選考結果については3月の哲西町診療所地域医療医・総合医養成プログラム管理委員会において報告します。

研修開始届け

研修を開始した専攻医は、各年度の 5 月 31 日までに以下の専攻医氏名報告書を、哲西町診療所地域医療医・総合医養成プログラム管理委員会に提出します。

- 専攻医の氏名と医籍登録番号、専攻医の卒業年度、専攻医の研修開始年度
- 専攻医の履歴書
- 専攻医の初期研修修了証